

## 福山市北部市民センター敷地内キッチンカー等募集要項

### 1 目的

J R 駅家駅の間近にあり、福山市の北部に位置している北部市民センターを、市民が親しみを持てる憩いの場とするとともに、まちのにぎわいを創出する。

### 2 概要

#### (1) 場所

福山市駅家町大字倉光3 7番地1 福山市北部市民センター敷地内（2区画）

#### (2) 面積

1区画 15 m<sup>2</sup>（奥行3m×幅5m）

#### (3) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物等とし、食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山市内一円）を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車、露店等とする。

※北部市民センターの電気設備や水道設備等の利用は認めない。

#### (4) 営業可能時間

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日（年末年始を除く。）

原則午前8時30分から午後6時00分までの間（搬入・搬出時間を含む。）

※ただし、午前11時00分から午後2時00分までは必ず営業すること。

※公用、公共用又は貸館に供するために出店不可とする場合がある。

### 3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。

(2) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。

(3) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

(5) 迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。

(6) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質

的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であること を知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 次に該当する者であること。

- ア 食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山市内一円）がある者
- イ 食品衛生責任者等資格を有する者
- ウ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者

#### 4 応募の手続

(1) 申請書類

- ・行政財産使用許可申請書
- ・キッチンカー出店計画書
- ・誓約書
- ・食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山市内一円）があることの分かるもの
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していることの分かるもの

(2) 受付期間

原則、年3回、使用期間4か月分をまとめて受付する。

受付期間	出店期間
3月1日～10日	4月1日～ 7月末日
7月1日～10日	8月1日～11月末日
11月1日～10日	12月1日～ 3月末日

(3) 提出方法及び提出先

北部市民サービス課へ持参または郵送

※郵送の場合、北部市民サービス課へ書類が到着した日を申請受付日とする。

(4) 許可

- ・原則、希望出店日数の多い申請者から優先的に許可する。ただし、出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行う。
- ・申請期間外でも空き区画がある場合は、出店日の前まで先着順で受付ける。

(5) 使用料

- ・1区画1日当たり 297円（税込）
- ・出店日の通知後、出店開始までに、使用料を支払うこと。納入後に許可証を交付する。
- ・納付書の郵送を希望する場合は、申請時に110円切手を貼付した長形3号封筒を提出すること。

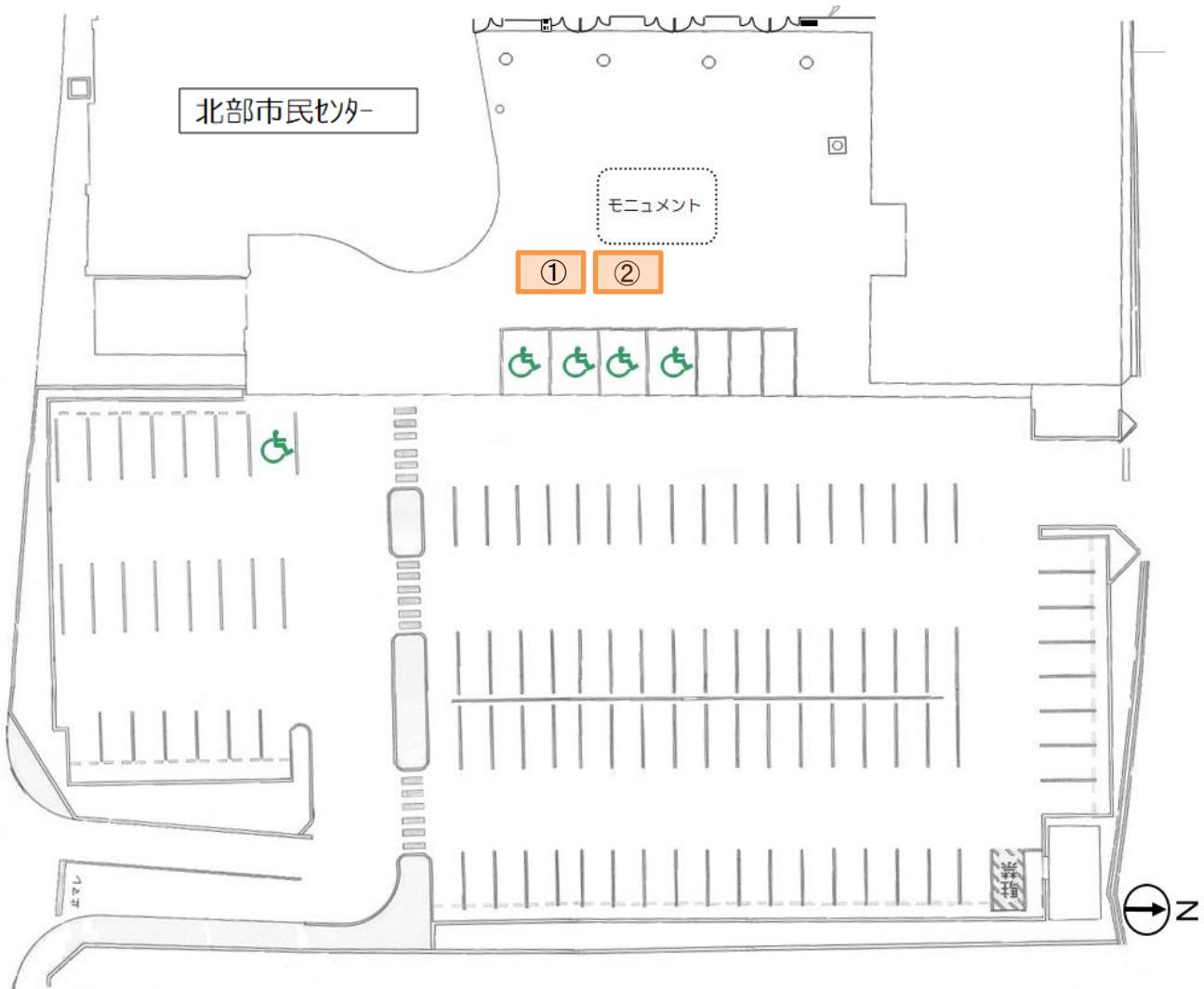
#### 5 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 営業する車には食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山市内一円）済証（ステッカー）を貼付すること。
- (3) ゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (4) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (5) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (6) 庁舎内及び庁舎敷地内の客引き、宣伝を行う際は、あらかじめ施設管理者の許可を得ること

と。

- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (8) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行うこと。出店者の判断で中止した場合の使用料は還付しない。
- (9) 荒天で事故の恐れがある場合等は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。

## 6 出店場所



## 7 改定履歴

- (1) 2026年（令和8年） 1月 23日改定